

本州四国連絡高速道路株式会社が管理する高速道路に  
係る高速道路利便増進事業に関する計画

平成 2 1 年 2 月 2 4 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構  
本州四国連絡高速道路株式会社

## 【目次】

|          |                             |    |
|----------|-----------------------------|----|
| <b>1</b> | <b>高速道路利便増進事業</b>           |    |
|          | ・ 法第2条第4項第1号に規定する高速道路利便増進事業 | 1  |
|          | ・ 法第2条第4項第2号に規定する高速道路利便増進事業 |    |
|          | (1) 平日夜間割引 ( )              | 2  |
|          | (2) 平日夜間割引 ( )              | 3  |
|          | (3) 平日深夜割引 ( )              | 4  |
|          | (4) 平日深夜割引 ( )              | 5  |
|          | (5) 休日深夜割引                  | 6  |
|          | (6) 休日昼間割引                  | 6  |
|          | (7) 西瀬戸自道車道連続利用割引 ( )       | 7  |
|          | (8) 西瀬戸自動車道連続利用割引 ( )       | 7  |
| <b>2</b> | <b>高速道路貸付料の額の減額</b>         | 9  |
| <b>3</b> | <b>一般会計に承継される機構債務</b>       | 9  |
| <b>4</b> | <b>計画期間</b>                 | 10 |
| <b>5</b> | <b>実施体制</b>                 | 10 |
| <b>6</b> | <b>協定の変更</b>                | 10 |

本計画は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「会社」という。）が、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和33年法律第34号。以下「法」という。）第7条第2項に基づき共同して作成し、平成20年10月7日付で国土交通大臣から同意を得た高速道路利便増進事業に関する計画を、法第7条第8項に基づき変更する計画（以下「計画」という。）である。

## 1 高速道路利便増進事業

.法第2条第4項第1号に規定する高速道路利便増進事業に関する事項は以下のとおり。

### 1. 対象となる高速道路

一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸淡路鳴門自動車道））、一般国道30号（本州四国連絡道路（瀬戸中央自動車道））及び一般国道317号（本州四国連絡道路（西瀬戸自動車道））の高速道路

### 2. 実施する内容

#### （1）事業の内容

高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路（以下単に「高速道路」という。）のうち当該高速道路と道路（高速道路を除く。）とを連結する部分で、専らETC通行車（道路整備特別措置法施行規則（昭和31年建設省令第18号）第13条第2項第3号イに規定するETC通行車をいう。）の通行の用に供することを目的として、平成21年4月1日から平成30年3月31日まで間に供用されるものの整備に関する事業（修繕に係る工事のうち機構が会社からその費用に係る債務を引き受けることとなるものを含む）であって、（2）に掲げる目標の達成に資することによって、高速道路の通行者及び利用者の利便の増進が図られると認められるもの（以下「スマートインターチェンジ整備事業」という。）

#### （2）整備目標

スマートインターチェンジ整備事業の実施により、高速道路のインターチェンジ間隔の平均を欧米並み（約5km）に改善することを念頭に、当面、人口・産業等が集積する平地部、高速道路が通過するもののインターチェンジのない市町村等における整備に重点を置くこととする。具体的には、平成30年3月31日までに、全国で概ね200箇所を整備し、会社においては1.に記載する高速道路を対象に2箇所を整備する。

### (3) 事業の手続き

概ね以下の手続きを進める。

都道府県、地方整備局等広域行政を担う関係機関及び会社が連携し、あらかじめ、スマートインターチェンジ整備事業の実施による土地利用や産業政策等について広域的に検討。

高速道路と接続する道路の管理者である地方公共団体、会社及び関係機関からなる地区協議会での個別箇所毎の検討。

地方公共団体が会社及び機構に当該スマートインターチェンジ整備事業に係る実施計画書を提出。

会社及び機構が、毎年度、新規整備箇所にかかる年度計画を取りまとめ、国がこれに同意。

連結許可、協定変更等の所要の手続きを経て事業を実施。

法第2条第4項第2号に規定する高速道路利便増進事業に関する事項は以下のとおり。

#### 1. 対象となる高速道路

一般国道28号(本州四国連絡道路(神戸淡路鳴門自動車道))、一般国道30号(本州四国連絡道路(瀬戸中央自動車道))及び一般国道317号(本州四国連絡道路(西瀬戸自動車道))の高速道路

#### 2. 実施する内容

##### (1) 平日夜間割引( )

##### (イ) 割引をする自動車

月曜日から金曜日まで(ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に定める休日を除く。)の午後10時から翌午前0時までの間に、一般国道28号(以下「神戸淡路鳴門自動車道」という。)、一般国道30号(以下「瀬戸中央自動車道」という。)及び一般国道317号(以下「西瀬戸自動車道」という。)の料金所を通行する、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「ETC車」という。)のうち中型車、大型車及び特大車。

ただし、山陽自動車道又は高松自動車道から連続して、神戸淡路鳴門自動車道又は瀬戸中央自動車道を通行する場合は、月曜日から金曜日まで(ただし、国民の祝日に関する法律第3条に定める休日を除く。)の午後10時から翌午前1時までの間に料金所を通行するETC車のうち中型車、大型車及び特大車とする。

何れの場合も、神戸淡路鳴門自動車道にあっては(ロ)に定める通行の場合に

限る。また、瀬戸中央自動車道の与島パーキングエリアを經由して折り返す通行をする中型車、大型車及び特大車を除く。

なお、上記にいう「ETCシステム」は有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号）第1条に規定する有料道路自動料金収受システムをいう。

(ロ) 神戸淡路鳴門自動車道において割引を適用する場合

垂水インターチェンジから淡路インターチェンジまでの区間と淡路島南インターチェンジから鳴門北インターチェンジまでの区間の両方を含む区間を通行する場合。

以外の通行のうち、淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間の一部又は全部を含む区間を通行する場合。

(ハ) 割引率

30%。

ただし、(ロ) の場合については、淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間における通行に係る料金についてのみ割引率を適用する。

(ニ) 割引を適用する期間

平成20年10月14日から平成30年3月31日まで。

(2) 平日夜間割引( )

(イ) 割引をする自動車

月曜日から金曜日まで(ただし、国民の祝日に関する法律第3条に定める休日を除く。)の午後10時から翌午前0時までの間に、神戸淡路鳴門自動車道、瀬戸中央自動車道又は西瀬戸自動車道の料金所を通行するETC車。

ただし、山陽自動車道又は高松自動車道から連続して、神戸淡路鳴門自動車道又は瀬戸中央自動車道を通行する場合は、月曜日から金曜日まで(ただし、国民の祝日に関する法律第3条に定める休日を除く。)の午後10時から翌午前1時までの間に料金所を通行するETC車。

何れの場合も、神戸淡路鳴門自動車道にあっては(ロ)に定める通行の場合に限る。また、瀬戸中央自動車道の与島パーキングエリアを經由して折り返す通行をする中型車、大型車及び特大車を除く。

なお、(ニ)に定める期間においては、平日夜間割引( )にかかわらず、本割引を適用するものとする。

(ロ) 神戸淡路鳴門自動車道において割引を適用する場合

垂水インターチェンジから淡路インターチェンジまでの区間と淡路島南インターチェンジから鳴門北インターチェンジまでの区間の両方を含む区間を通行する場合。

以外の通行のうち、淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間の一部又は全部を含む区間を通行する場合(中型車、大型車及び特大車が淡路サービスエリアを經由して折り返す通行をする場合は、淡路島南インターチェンジから鳴門インターチェンジまでの区間を除く。)

淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間を含まない区間を通行する場合（中型車、大型車及び特大車が淡路サービスエリアを經由して折り返す通行をする場合を除く。）

（八）割引率

30%。

ただし、神戸淡路鳴門自動車道の料金所を通行する場合は、次の又はの場合により、以下の区間における通行に係る料金についてのみ区間ごとに各割引率を適用する。

（ロ）の通行をする場合。

a 全区間 50%

（ロ）又はの通行をする場合。

a 淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間 50%

b 上記以外の区間 30%

（二）割引を適用する期間

平成21年3月16日から平成23年3月31日まで。

（3）平日深夜割引（ ）

（イ）割引をする自動車

月曜日から金曜日まで（ただし、国民の祝日に関する法律第3条に定める休日を除く。）の午前0時から午前4時までの間に、神戸淡路鳴門自動車道、瀬戸中央自動車道又は西瀬戸自動車道の料金所を通行するETC車のうち中型車、大型車及び特大車。

ただし、山陽自動車道又は高松自動車道から連続して、神戸淡路鳴門自動車道又は瀬戸中央自動車道を通行する場合は、月曜日から金曜日まで（ただし、国民の祝日に関する法律第3条に定める休日を除く。）の午前0時から午前5時までの間に料金所を通行するETC車のうち中型車、大型車及び特大車とする。

何れの場合も、神戸淡路鳴門自動車道にあっては（ロ）に定める通行の場合に限る。また、瀬戸中央自動車道の与島パーキングエリアを經由して折り返す通行をする中型車、大型車及び特大車を除く。

（ロ）神戸淡路鳴門自動車道において割引を適用する場合

垂水インターチェンジから淡路インターチェンジまでの区間と淡路島南インターチェンジから鳴門北インターチェンジまでの区間の両方を含む区間を通行する場合。

以外の通行のうち、淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間の一部又は全部を含む区間を通行する場合。（中型車、大型車及び特大車が淡路サービスエリアを經由して折り返す通行をする場合は、淡路島南インターチェンジから鳴門インターチェンジまでの区間を除く。）

淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間を含まない区間を通行する場合（中型車、大型車及び特大車が淡路サービスエリアを經由して折り返す通行をする場合を除く。）

(八) 割引率

50%。

ただし、(ロ) の場合については30%とし、(口) の場合については、以下の区間における通行に係る料金についてのみ区間ごとに各割引率を適用する。

淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間 50%

上記以外の区間 30%

(二) 割引を適用する期間

平成20年10月14日から平成30年3月31日まで。

(4) 平日深夜割引( )

(イ) 割引をする自動車

月曜日から金曜日まで(ただし、国民の祝日に関する法律第3条に定める休日を除く。)の午前0時から午前4時までの間に、神戸淡路鳴門自動車道、瀬戸中央自動車道又は西瀬戸自動車道の料金所を通行するETC車。

ただし、山陽自動車道又は高松自動車道から連続して、神戸淡路鳴門自動車道又は瀬戸中央自動車道を通行する場合は、月曜日から金曜日まで(ただし、国民の祝日に関する法律第3条に定める休日を除く。)の午前0時から午前5時までの間に料金所を通行するETC車。

何れの場合も、神戸淡路鳴門自動車道にあっては(ロ)に定める通行の場合に限る。また、瀬戸中央自動車道の与島パーキングエリアを經由して折り返す通行をする中型車、大型車及び特大車を除く。

なお、(二)に定める期間においては、平日深夜割引( )にかかわらず、本割引を適用するものとする。

(ロ) 神戸淡路鳴門自動車道において割引を適用する場合

垂水インターチェンジから淡路インターチェンジまでの区間と淡路島南インターチェンジから鳴門北インターチェンジまでの区間の両方を含む区間を通行する場合。

以外の通行のうち、淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間の一部又は全部を含む区間を通行する場合(中型車、大型車及び特大車が淡路サービスエリアを經由して折り返す通行をする場合は、淡路島南インターチェンジから鳴門インターチェンジまでの区間を除く。)

淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間を含まない区間を通行する場合(中型車、大型車及び特大車が淡路サービスエリアを經由して折り返す通行をする場合を除く。)

(八) 割引率

50%。

ただし、(ロ) の場合については30%とし、(口) の場合については、以下の区間における通行に係る料金についてのみ区間ごとに各割引率を適用する。

淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間 50%

上記以外の区間 30%

(二) 割引を適用する期間

平成21年3月16日から平成23年3月31日まで。

(5) 休日深夜割引

(イ) 割引をする自動車

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に定める休日の午前0時から午前4時までの間に、神戸淡路鳴門自動車道、瀬戸中央自動車道又は西瀬戸自動車道の料金所を通行するETC車のうち中型車、大型車及び特大車。

ただし、山陽自動車道又は高松自動車道から連続して、神戸淡路鳴門自動車道又は瀬戸中央自動車道を通行する場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に定める休日の午前0時から午前5時までの間に料金所を通行するETC車のうち中型車、大型車及び特大車とする。

何れの場合も、神戸淡路鳴門自動車道にあっては(ロ)に定める通行の場合に限る。また、瀬戸中央自動車道の与島パーキングエリアを經由して折り返す通行をする中型車、大型車及び特大車を除く。

(ロ) 神戸淡路鳴門自動車道において割引を適用する場合

垂水インターチェンジから淡路インターチェンジまでの区間と淡路島南インターチェンジから鳴門北インターチェンジまでの区間の両方を含む区間を通行する場合。

以外の通行のうち、淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間の一部又は全部を含む区間を通行する場合。

(ハ) 割引率

30%。

ただし、(ロ) の場合については、淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間における通行に係る料金についてのみ割引率を適用する。

(二) 割引を適用する期間

平成21年3月14日から平成30年3月31日まで。

(6) 休日昼間割引

(イ) 割引をする自動車

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に定める休日の午前9時から午後5時までの間に、神戸淡路鳴門自動車道、瀬戸中央自動車道又は西瀬戸自動車道の料金所を通行するETC車のうち軽自動車等及び普通車。

ただし、山陽自動車道又は高松自動車道から連続して、神戸淡路鳴門自動車道又は瀬戸中央自動車道を通行する場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に定める休日の午前9時から午後6時までの間に料金所を通行するETC車のうち軽自動車等及び普通車とする。

(ロ) 割引率

50%



(八) 割引を適用する期間

平成20年10月14日から平成30年3月31日まで。

(7) 西瀬戸自動車道連続利用割引( )

(イ) 割引をする自動車

次の又はに定める通行をするETC車。

生口島北インターチェンジから生口島南インターチェンジまでの区間又は大島北インターチェンジから大島南インターチェンジまでの区間を、月曜日から金曜日まで(ただし、国民の祝日に関する法律第3条に定める休日を除く。)の午前4時から午後10時までの間に通行するETC車。

生口島北インターチェンジから生口島南インターチェンジまでの区間又は大島北インターチェンジから大島南インターチェンジまでの区間を、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に定める休日の午前0時から午前9時まで又は午後5時から翌午前0時までの間に通行する軽自動車等及び普通車、若しくは午前4時から翌午前0時までの間に通行する中型車、大型車及び特大車。

(ロ) 割引を適用する場合

生口島北インターチェンジから生口島南インターチェンジまでの区間と大島北インターチェンジから大島南インターチェンジまでの区間の両方を含む通行をする場合。

以外の通行のうち、生口島北インターチェンジから生口島南インターチェンジまでの区間を含む通行をする場合。

以外の通行のうち、大島北インターチェンジから大島南インターチェンジまでの区間を含む通行をする場合。

(八) 割引額

(ロ) の場合。

| 車種  | 軽自動車等 | 普通車  | 中型車  | 大型車  | 特大車  |
|-----|-------|------|------|------|------|
| 割引額 | 200円  | 200円 | 200円 | 300円 | 500円 |

(ロ) 又は の場合。

| 車種  | 軽自動車等 | 普通車  | 中型車  | 大型車  | 特大車  |
|-----|-------|------|------|------|------|
| 割引額 | 100円  | 100円 | 100円 | 150円 | 250円 |

(二) 割引を適用する期間

平成21年3月28日から平成23年3月31日まで。

(8) 西瀬戸自動車道連続利用割引( )

(イ) 割引をする自動車

次の又はに定める通行をするETC車。

生口島北インターチェンジから生口島南インターチェンジまでの区間又は大島北インターチェンジから大島南インターチェンジまでの区間を、月曜日から金曜日まで(ただし、国民の祝日に関する法律第3条に定める休日を除く。)の午前0時から翌午前0時までの間に通行する軽自動車等及び普通車、若しくは午前4時から午後10時までの間に通行する中型車、大型車及び特大車。

生口島北インターチェンジから生口島南インターチェンジまでの区間又は大島北インターチェンジから大島南インターチェンジまでの区間を、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に定める休日の午前0時から午前9時まで又は午後5時から翌午前0時までの間に通行する軽自動車等及び普通車、若しくは午前4時から翌午前0時までの間に通行する中型車、大型車及び特大車。

(ロ) 割引を適用する場合

生口島北インターチェンジから生口島南インターチェンジまでの区間と大島北インターチェンジから大島南インターチェンジまでの区間の両方を含む通行をする場合。

以外の通行のうち、生口島北インターチェンジから生口島南インターチェンジまでの区間を含む通行をする場合。

以外の通行のうち、大島北インターチェンジから大島南インターチェンジまでの区間を含む通行をする場合。

(ハ) 割引額

(ロ) の場合。

| 車種  | 軽自動車等 | 普通車  | 中型車  | 大型車  | 特大車  |
|-----|-------|------|------|------|------|
| 割引額 | 200円  | 200円 | 200円 | 300円 | 500円 |

(ロ) 又は の場合。

| 車種  | 軽自動車等 | 普通車  | 中型車  | 大型車  | 特大車  |
|-----|-------|------|------|------|------|
| 割引額 | 100円  | 100円 | 100円 | 150円 | 250円 |

(ニ) 割引を適用する期間

平成23年4月1日から平成30年3月31日まで。

## 2 高速道路貸付料の額の減額

法第7条第2項第2号に規定する高速道路利便増進事業のために必要となる、機構による高速道路貸付料の額の減額については、以下のとおり。

|                | 高速道路貸付料の額の減額<br>(百万円) |
|----------------|-----------------------|
| 本州四国連絡高速道路株式会社 | 60,405                |

## 3 一般会計に承継される機構債務

法第7条第2項第3号に規定する高速道路貸付料の額の減額措置による機構の負担の軽減を図るため、一般会計に承継される機構債務は以下のとおり。

| 承継される<br>機構債務          | 承継額(百万円) |        | 利率<br>(%) | 償還期限 | 利息支払期                |
|------------------------|----------|--------|-----------|------|----------------------|
|                        | 元本       | 利息     |           |      |                      |
| 第463回本州四国<br>連絡橋債券     | 4,588    | 4,540  | 48        | 2.10 | 平成21年3月27日<br>9月27日  |
| 政府保証第7回特別<br>本州四国連絡橋債券 | 21,206   | 19,570 | 1,636     | 1.40 | 平成27年1月20日<br>7月30日  |
| 政府保証第8回特別<br>本州四国連絡橋債券 | 10,660   | 9,760  | 900       | 1.50 | 平成27年3月24日<br>7月30日  |
| 財政融資資金貸付金借入金<br>12305  | 16,449   | 15,966 | 483       | 2.00 | 平成22年9月24日<br>9月20日  |
| 財政融資資金貸付金借入金<br>12306  | 4,097    | 3,958  | 139       | 2.10 | 平成22年11月22日<br>9月20日 |

(注1) 承継額に含まれる利息は、承継後に支払うこととされている利息の総額を計上。

(注2) 上表の額は単位未満を端数処理している。

(注3) 高速道路貸付料の額を減ずる時期と承継される機構債務の償還期限との差異により生ずる支払利息の軽減額(現行の収支明細における前提条件に基づき算定)を考慮している。

## 4 計画期間

平成20年10月14日から料金徴収期間満了の日まで。ただし、**1** にあっては平成30年3月31日までとする。

## 5 実施体制

- (1) 機構及び会社は、本計画に基づく高速道路利便増進事業の実施にあたって、高速道路を利用されるお客様などに対し、関係機関と協力の上、本計画をホームページに掲載するなどにより十分周知を図るよう取り組む。
- (2) 会社は、本計画に基づく料金割引の実施に必要な料金システムの変更等を速やかに行う。
- (3) 機構及び会社は、本計画に基づく高速道路利便増進事業の開始後、継続的に交通量、金利等の社会経済情勢、減収額、お客様の利便性等を把握し、これらの結果を国土交通省へ報告するとともに、スマートインターチェンジ整備事業の状況等を踏まえて、必要に応じて本計画の変更を行う。

## 6 協定の変更

本計画に対する国土交通大臣の同意を得た後、速やかに、機構及び会社は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条及び高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条に基づき、協定の変更を行う。

以 上